

令和3年度第12回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	8番	國岡	美保子	
	9番	寺坂	富雄	10番	植木	克茂	
	11番	前川	義憲	12番	細山	周一	
	13番	國岡	智志				

4. 欠席委員(1人) 7番 長石 憲太郎

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の決定
- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地等現況証明願の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
議案第4号 農用地利用配分計画書(案)の意見決定について
議案第5号 令和4年度智頭町農作業受託料金について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長代行書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長代行書記	<p>ただ今から、令和3年度第12回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、開会にあたりまして小林会長のご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日、第12回の農業委員会総会を開催するにあたりましては、皆さん日頃多忙の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、ちょうど3年目になりますか、コロナ禍によりまして諸事情等々におきましては、皆さんにご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げたいと思っているところでもあります。</p> <p>このコロナによって、我々が毎年のように先進地視察ということで取り組んで参ったところでもございますけれども、先月22日、意見書検討委員の皆さんに急遽寄っていただいて、それぞれの地区の意向等を事務局に持ち寄って協議しましたところ、今回はこういう状況の中では一応中止しようとして、中止に至った訳であります。</p> <p>これで、2年研修は取りやめになったということでもあります。本日の鳥取県のコロナの発生状況を見ますと97件で、7675名の感染者が発生したという状況でもあります。</p> <p>また、現在通常国会がございまして、その中で農業関係の6法案が審議されております。しかし、その中でも今課題となっておりますのが農地取得の下限廃止、こういうことを言っておるわけです。これは何かと言いますと、今まで北海道では2ヘクタール、その他の都府県においては50アールということが下限面積の基準でありました。それが2007年に下限面積を10アール程度まで下げることが出来るということで、それぞれ各都道府県が下限面積の変更をして、それぞれの農業委員会の中で下限面積を設定したと。智頭町におきましては、富沢30アール、その他のところは20アール、智頭の町内・山形・山郷においては10アールとしているわけですが、その状況が全国で70パーセント以上の農業委員会でやられていると。そこになれば下限面積を止めて、農業経営基盤促進法の改正であります。認定農業者に新規参入者などの支援が出来やすくなるのではないかというようなことで、今回の通常国会において検討がなされておると、これが一点であります。</p> <p>もう一点は、人・農地プランの策定ということで法定化ということをおっしゃってございましたけれども、これにおいては農政がプランを作成するかどうかについても、今になって見ますと、各市町村のその扱いを委ねていこうというようなことを言っておるようであります。それは何故かと言いますと、当初は農政が計画し規制改革、あるいは国家戦略特区の中で農地の集積を担い手、認定農業者等々に80パーセント集積しようではないかということをや</p>

ったんですけども、実質58パーセント程度もので止まってしまったと。この状況では達成しないということになりますと、皆さんご存じのように半農半Xであるとか、こういうことでその取り組みが、国自体がある程度地方に責任の転嫁を図っているのが実態ではなかろうかという気持ちでおるわけでありまして。出来たら一律に義務とはせずに、地域の合意形成の元に取り組んでいったらどうかということ、通常国会の中でも質疑応答なり議論されておるといのが実態のようであります。

それからもう一点は、特に中山間地その他でございますけれども、耕作放棄地であるとか、原野化になってしまうとか、山林化になってしまうとかが特に発生しており、農地の保全管理・維持管理が非常に難しくなってきたという中で、農水省が2022年、今年になりますけども、受け手がない農地を計画的に陣地化していこうではないかと。それに対する支援をやっていこうと。それは何故かと言いますと、現在鳥獣被害が出ており、山林と農地の間に緩衝地帯を設けたらかなりその効果が出てくるのではないかと。これは机上論の話でございますけれども、そういう話が国会の中でも審議されておるとい状況であります。農業生産に利用する農地の周辺の農地を結局山林化する。それに対しては今まで林業関係の予算の中から出しておった訳ですが、今回は農業予算といいますか、その支援するのを対策費として農山漁村の振興交付金の中から出していこうと。農業関係から林業関係の予算を支出するということは初めてのようでございますけれども、こういうことでやっていこうということも出ています。

こういう状況の中で、我々農業委員、農地利用最適化推進委員は農地を守り活かし、持続な農業というものがどのような形で展開されるのか、これも大きな課題であります。

また、皆さんが活動日誌というものを書いて提出されておりますけど、これについても叩き台が出来まして、4月1日から新たな様式によって記載方法が変わってくるということでもあります。

もう一点は、先月の農業委員会で、低利用のもので8アール以上の農地の利用意向調査結果を配布しましたが、本日は同じく低利用の農地を地区ごとに分けて担当地区分をお配りしております。問題は、地権者の方に意向確認の文書を郵送するとなると予算的に中々難しい。我々は年間150日の活動記録を提出しろと言われておりますけれども、これに変わるべく、雪が消えましたらそれぞれの圃場の現状確認をやっていただく。それによって地権者と話しをしていただく。地権者の意向によって担い手に持って行くのか、あるいは農地を買っていただくという方向になっていくのか、こういうことを地区の現状把握というものをしていただく。これが必要になっていくのではなかろうかなと、こういうふうにも思っているところでもあります。それによって、今度はどのような形で集積・集約をさせていくのかということになるのかと思っておりますので、その辺りのところも令和4年度の大きな活動目標ではなかろうかなとこういうふうにも思っておるところでもあります。

また、もう一点。お願いでございます。時間が長くなって申し訳ございませんけども、我々が町長、議会に意見書として課題・問題点を提示し提出し

	<p>ました。その中で、町としてもスマート農業と言えませんが、ドローンであるとかモアであるとかということで、100パーセント町が補助金で導入していただきました。</p> <p>しかしこのものについて、我々がやらなければならないものが欠けているということではなかろうかなと思っております。それは何か。大体、導入すればモアですと稼働率60パーセント以上が必要ですがけれども、それぞれの地区の皆さんがこの4、5月頃までにモアで農地を再生できる面積を集積していただく。それによって地権者にあたっていただく。あたっていただいて費用面積が出てくる。中山間地においてはある程度そのものが、中山間の交付金をいただいている方にはカバーできると思いますけれども、そういうことの積み上げによってこの機械なら年間20ヘクタール出来るとか、30ヘクタール出来るとかそういうふうな数字の積み上げと、その実績を上げていかなければ、意見書で導入していただいただけのものが埋まっていけない、こういうことでもあります。</p> <p>もう一点は、ドローンの扱いでありますけれども、稲作部会とかどうかといったものですが、私は反対したんです。何故反対したか。特に必要なのは農業委員会ではないかと申し上げたんですよ。これから意向調査をしなければならぬところは地上からでは見にくい、確認しがたい。ドローンでスポット写真を撮って、現場の実態と比較し、ドローンにも効率利用を図っていく必要があるのではなかろうかなと。</p> <p>この辺が、我々が意見書として出しましたけれども、我々がこれから取り組まなければならない課題というものも多々生まれてくるのではなかろうかなというふうに思っておりますところでもあります。</p> <p>そういうことで、2022年におきましては、我々任期最後の年になります。皆さんが地域農業の発展のために頑張っていただきますよう宜しく申し上げます。簡単でございますけど挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局長代行書記</p>	<p>小林会長、ありがとうございました。</p> <p>議事に移ります前に、お知らせです。本日、議案第7号までご案内しておりましたが、議案第6号及び議案第7号の2議案についてです。</p> <p>先日、県の農業会議で緊急研修会がありました。先月の総会の際に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての案を配布させていただきましたが、その緊急研修会で様式が変わるという連絡がありました。様式が変わるため、再度作り直すこととなりました。予定としましては、4月総会の際に案を提示させていただき、5月総会に議案として上程、議決という流れにしておりますので、宜しくお願いします。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしということですので、それでは、3番 池本英夫委員、4番 竹下るみ子委員にお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局長代行書記</p>	<p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書、合意解約について2件提出がありました。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長代行書記</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。3条の所有権移転についてです。</p> <p>番号1番です。申請地は大字大背字鳥居原野上843番1、地目、畑、面積51㎡です。権利種別は3条無償移転、譲渡です。譲渡人は大背949番地の●●●●さん、譲受人は大背992番地の●●●●さんです。</p> <p>場所ですが、申請位置図をご覧ください。1ページに位置図、2ページに公図、3ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、4番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を求めます。</p>
<p>4 番</p>	<p>調査結果を報告します。</p> <p>3月6日に、申請者の●●さんと●●さんに確認しました。同時に現地の調査を行いました。農地法第3条の審査基準に基づいて調査しましたところ、農地を適正に利用されること、それからの農地使用が周辺に支障がないことなど、申請どおりで問題ないことを確認しましたので報告します。</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「ありません」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。 非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長代行書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。 番号1です。農地の所在が、大字市瀬嶋崎東930番1、地目が畑で、面積は76㎡です。所有者は市瀬930番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和61年に隣接の宅地930番と一体化して居宅使用し、現在に至る。」となっております。 場所につきましては、別添の申請位置図をご覧ください。4ページに位置図、5ページに公図、6ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を求めます。</p>
10番	<p>3月2日に、申請人と面談いたしました。現地の状況も、6ページの写真のとおり建物が建っておりますし、非農地であることを確認しましたので報告を致します。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長代行書記	<p>議案書の4ページです。 2月18日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。 利用権の設定面積が全て田んぼで16,005㎡です。利用権を設定する者が10名、受ける者が3名でございます。期間につきましては、全て5年から10年未満のものとなります。 それでは、5ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第3 議案第4号「農用地利用配分計画(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用配分計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>

事務局長代行書記	<p>議案書の6ページをご覧ください。 2月18日付けで智頭町長から農用地利用配分計画書(案)意見の決定を求められました。7ページはその明細となっております。 (議案書に基づいて、農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第5号「令和4年度智頭町農作業受託料金(案)について」を議題とします。 令和4年度の智頭町農作業受託料金(案)を、別紙のとおり作成したので決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長代行書記	<p>本日お手元にお配りしました「農作業受託料金(案)」をご覧ください。 こちらについては、先月の総会で事前に配布、説明させていただきました。 変更点としましては、一番下の「草刈り」欄で、備考欄に「乗用モア使用」の場合の草刈りということで、10アールあたり5,500円というのを新たに設けさせていただいております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>議長(会長)</p> <p>閉 会</p>	<p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第12回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時30分)</p>
--------------------------	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年3月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 池 本 秀 夫

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子